

平成22年版 愛媛県環境白書の概要

○ 概要

県では、環境政策のマスタープランとなる「えひめ環境基本計画」を策定するとともに、県全体の温室効果ガス排出量の削減目標や、県民の暮らしと低炭素社会の両立を図る取り組み方針を明らかにした「愛媛県地球温暖化防止実行計画」をつくり、各種施策を展開しています。

主な施策としては、設立10周年を迎えた「愛媛県環境創造センター」を中核として、みかんジュースの搾りかすを原料としたバイオエタノール製造技術の開発を進めるなど、温暖化対策の地産地消モデルの創造にも、積極的に取り組んでいます。

また、伊方発電所周辺における放射能監視と現地における伊方発電所の安全確認の機能を統合・強化するため、「原子力センター」を開設し、より迅速かつ的確に安全監視と緊急時対策を図ることとしました。

なお、財団法人愛媛県廃棄物処理センターは全国で初めて、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を高度な技術を用いた無害化処理を行う施設として、環境大臣の認定を受け処理事業を開始しました。

その他、生物多様性に対する県民の関心を高めていくため、東予・中予・南予において、それぞれの地域の身近なテーマで「生物多様性の大切さ」を語りつないでいく生物キャラバンセミナー（いきもの語り）を開催しました。

1 えひめ環境新時代に向けて

(1) 環境保全の総合的推進

低炭素社会の実現、循環型社会の構築、生物多様性の保全など、年々、複雑多様化するとともに、重要性を増す環境課題に的確に対応するため、これからの県の環境保全に関する施策を示すとともに、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体の役割を明らかにするため、平成22年2月、新たに「えひめ環境基本計画」を策定した。

(2) 地球温暖化対策の推進

本県の自然的・社会的条件を踏まえた県全体の温室効果ガス排出量の削減計画を示すとともに、「県民の暮らしと両立する低炭素社会の実現」に向けた県の取組方針を明らかにするため、平成22年2月、これまでの「県地球温暖化防止指針」と「県地球温暖化防止実行計画」を統合した、新たな「愛媛県地球温暖化防止実行計画」を策定した。

(3) 資源循環型社会の構築

第二次えひめ循環型社会推進計画に基づいて廃棄物の減量・リサイクル等を推進することにより、資源の有効活用と環境負荷の低減を図るとともに、愛媛県廃棄物処理計画により廃棄物問題に適切に対処している。

(4) 瀬戸内海環境保全対策の推進

第6次水質に係る総量削減計画（平成19年6月）、第二次全県域下水道化基本構想（平成20年3月改訂）及び瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画（平成20年5月改訂）等に基づいて、瀬戸内海の環境保全対策等を推進している。

(5) 生物多様性の保全

生物多様性保全の必要性の浸透を図るため、生物多様性シンポジウムや生物多様性キャラバンセミナーの開催、えひめの生き物県民参加調査の実施、愛媛県職員ブログにおける情報発信などほか、愛媛県外来生物対策マニュアルを作成した。

2 平成21年度の現況

(1) 環境教育の充実と環境保全活動の促進

環境教育推進事業、高校生地球温暖化防止推進事業による学校における環境教育の充実や生涯学習講座開設事業、環境活動のリーダーや研究者を派遣する環境マイスター派遣事業などにより地域における環境学習の拡充に取り組んだ。

また、小・中・高校生を対象にした「環境啓発ポスターコンクール」の実施や、「三浦保」愛基金を活用して環境保全又は自然保護に係る活動を行う非営利団体に対し補助金を交付し、環境保全・自然保護活動の活性化を図った。

なお、「愛りバー・サポーター制度」等に自発的に参加する団体を支援し、環境活動団体と行政との協働の推進を図った。

(2) 地球環境の保全

中小企業温暖化対策事業、クールビズ四国キャンペーン、ウォームビズえひめキャンペーン、エコドライブ推進事業等により、温暖化対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地球温暖化防止に向けた取組を推進した。

また、愛媛県グリーンニューディール基金を活用し、各種事業を実施している。

(3) 循環型社会の構築

県内の一般廃棄物の年間総排出量は、平成21年度速報値で約49.5万t（前年度約49.5万t）で、そのうち資源化量は約9万t（前年度約7.7万t）で、リサイクル率は18.1%となっている。

産業廃棄物については、平成19年4月1日から導入した「資源循環促進税」を活用して、紙産業資源循環促進支援事業や産業廃棄物不法投棄未然防止対策の強化など、産業廃棄物の排出抑制、減量化や有効利用を促進するとともに、適正処理の確保を図っている。

(4) 自然環境と生物多様性の保全

自然公園の適正な管理を行うとともに、鳥獣保護計画に基づいた適正な狩猟を推進したほか特定希少野生動植物や開発等の行為を規制する保護区等を公表するとともに、愛媛県外来生物対策マニュアルを作成した。

また、自然環境に配慮した公共事業等の推進や公的管理による放置森林の整備等を実施している。

(5) 環境と経済の好循環

環境保全資金融資制度により、利子補給方式により、県内中小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図った。

また、「えひめ先進環境ビジネス研究会」を設立し、セミナーによる環境関連ビジネスの情報提供及び環境関連ビジネスに取り組もうとするプロジェクトチームに認定し、その活動を支援した。

(6) 生活環境の保全

平成21年度の本県の大気環境は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素において環境基準を100%達成しているが、光化学オキシダントは基準を超過し、新居浜市において光化学スモッグ注意報を発令した。水環境については、健康項目はすべての地点、すべての項目で環境基準を達成しているが、生活環境項目は、BOD又はCODにおいて、河川で72%、湖沼で80%、海域で97%の達成率になっている。公害苦情処理については、県および市町における苦情受理件数は1,100件で前年度より42件増加している。その他騒音、振動、悪臭、土壌環境、環境放射能、有害化学物質等の概況について測定データ等をもとに検証している。